

「厚生年金加入記録のお知らせ」の概要について

問1 「厚生年金加入記録のお知らせ」とは何ですか。

(答)

「厚生年金加入記録のお知らせ」は、保険料の計算の基となる標準報酬月額が、事実と異なっている場合があるところのご指摘があり、現役加入者の方には「ねんきん定期便」でご確認いただいているところですが、年金受給者の方についてもご確認いただくことが大切であると考え送付することとしたものです。お知らせをご確認いただき、誤りがある場合には記録を訂正し、適正な年金のお支払いを行うためにご協力をいただくものです。

問2 「厚生年金加入記録のお知らせ」はどのような人に、(いつ頃)送られるのですか。

(答)

「厚生年金加入記録のお知らせ」は、年金受給者であって、厚生年金保険及び船員保険の被保険者期間がある方に送付します。

平成21年12月の下旬から送付を開始し、年齢の高い方から、順次、送付することとしております。

また、年金を受給されていない方であっても、基礎年金番号をお持ちの60歳以上の方で、厚生年金保険や船員保険の被保険者期間がある方にも送付することとしています。

問3 現在、海外に居住していますが、私にも「厚生年金加入記録のお知らせ」が送付されますか。

(答)

海外に居住されている方にもお知らせすることとしておりますが、当面は、国内に居住されている方に対して送付することとしております。

「厚生年金加入記録のお知らせ」の手続き・解説等について

問4 何か手続きが必要になりますか。

(答)

《うぐいす色の封筒が届きました方》

お知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合は、同封しております「年金記録回答票」にその旨をご記入いただき、同封しております返信用封筒で返信をお願いします。

それ以外の方は、ご返送いただく必要はありません。

《オレンジ色の封筒が届きました方》

お知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合は具体的な内容を、「もれ」や「誤り」がない場合はその旨を、同封しております「年金記録回答票」にご記入いただき、同封しております返信用封筒で返信をお願いします。)

問5 もれや誤りがあると回答したら、その後何か送られてくるのですか。

(答)

「もれ」や「誤り」があるとのことご回答をいただいた場合には、回答票に基づきその内容を調査させていただき、その結果をお知らせさせていただきます。

問6 もれや誤りがあって、回答しなかったらどうなるのですか。

(答)

記録に誤りがあって、その旨のご回答をいただけない場合は、記録の訂正が行えないため年金額の変更等を行うことができません。お手数ですがご回答いただきますようお願いいたします。

なお、ご回答をいただけないことによって、現在受給しておられる年金が停止されることは決してありません。

問7 標準報酬月額が誤っていたら、年金が再計算されるのですか。また、その時、何か手続きが必要になりますか。

(答)

記録が判明しました場合には訂正内容をお知らせするとともに、判明した記録を反映した場合の年金額をお知らせすることとしております。そのうえで、年金を再度計算する手続き（この行為を「再裁定」と言います。）を年金事務所から案内させていただくことになります。

問8 年金が再裁定されるとすれば、それはいつ頃で、何か見込み額のようなものを教えてもらえるのですか。

（答）

記録が判明しました場合にはお知らせするとともに、判明した記録を反映した場合の年金額を年金事務所からお知らせすることとしております。

問9 正しい内容の記載されたものを送り直して欲しいのですが。

（答）

申し訳ありませんが、今回のような形でのお示しができません。訂正後の加入記録や標準報酬月額が確認できる記録を送付させていただきますのでご了承ください。

問10 「厚生年金加入記録のお知らせ」を汚損、毀損、紛失したので、再度送って欲しいのですが。

（答）

申し訳ありませんが、今回のような形でのお示しができません。訂正後の加入記録や標準報酬が確認できる記録を送付させていただきますのでご了承ください。

問11 「厚生年金加入記録のお知らせ」にかかる年金加入記録回答票に記入した内容について、何か証明するものや証拠書類のコピーなどを添付する必要がありますか。

（答）

回答票に必ず添付していただく必要はありません。回答票をいただき、調査を進める中でお出しいただいても構いません。

問 12 亡くなった主人の昔の給料についていくら貰っていたのかは全く分からず確認のしようもないのですが、どうすればいいですか。

(答)

お手数をおかけしております。お客様のお分かりになる範囲でご確認いただければ構いませんので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

問 13 「特別便」で漏れの期間があり照会しているところですが、「厚生年金加入記録のお知らせ」でも再度記入して回答するのですか。

(答)

《回答票の色が水色の方》

調査回答に時間を要して申し訳ございません。このまま特別便の回答をお待ちいただければ、文書で回答させていただきますのでご回答いただく必要はありません。

《回答票の色が緑色の方》

調査回答に時間を要して申し訳ございません。特別便の回答については、文書でご回答させていただきますが、今回お送りしましたお知らせについては、標準報酬月額についても確認頂いていることから、あらためてご回答いただけますようお願いいたします。

問 14 「厚生年金加入記録のお知らせにかかる年金加入記録回答票」に氏名を書かないで投函しました。どうすればいいですか。

(答)

回答票には、お客様の基礎年金番号がバーコードで表示しており、それを用いてお客様の回答であることが確認できますのでご心配ありません。

問 15 「厚生年金加入記録のお知らせにかかる年金加入記録回答票」に職歴を書かないで投函しました。どうすればいいですか。

(答)

もれや誤りがあるということでご回答頂いたのであれば、用紙を送付しますので、お手数ですが再度の提出をお願いします。

問 16 聴覚障害者のため、本人が電話することができません。どうしたらいいですか。

(答)

「厚生年金加入記録のお知らせ」の見方や書き方に関するご照会については、どなたからのご照会であっても、この電話でお答えすることができます。

《個人情報の回答が必要な場合》

大変申し訳ありませんが、個人情報保護の観点から、お客様ご自身の記録に関することは、ご本人さま又は配偶者の方と確認できる場合に限らせていただいております。

しかしながら、聴覚に障害をお持ちの方の場合には、お電話での相談ができないことから、ファクシミリによる相談をお受けしております。ファクシミリによる相談をご利用いただく場合には、個人情報に関する回答が必要な場合は、文書により回答することになりますのでご了承ください。

また、年金事務所等の来訪相談においては、筆談等で対応させていただきますのでご利用ください。

問 17 視覚障害者のため、「厚生年金加入記録のお知らせ」を送ってもらっても読むことができません。基礎年金番号が分からないのですが、電話で記録の確認ができますか。

(答)

大変申し訳ありませんが、基礎年金番号はご本人を確認する上で最も重要な項目であることから、電話での個別具体的な回答は、個人情報保護の観点から控えさせていただいております。ご理解いただきますようお願いいたします。

お客様の記録に基づくご相談に関しましては、年金事務所確認のお手伝いをさせていただきますので、お手数ですがご来所いただけないでしょうか。あるいはご家族の方にお手伝いいただけないでしょうか。

問 18 当施設に入所している方に、「厚生年金加入記録のお知らせ」が届いたのですが、ご本人は確認できる状況ではなく、どうすればよいでしょうか。
(老人介護施設などの職員、ホームヘルパーなどからの照会の場合)

(答) (介護者など照会者の方が)

ご自身による年金記録の確認が困難と判断される場合には、ご家族、身元引受人や後見人の方に「厚生年金加入記録のお知らせ」が届いたことをご連絡いただき、ご家族等のご意向をご確認いただきますようお願いいたします。

施設・療養機関に入所している方で、ご家族等による相談が困難な場合は、職員の方が、ご本人に代わって確認いただくことができます。

その際は、お手数ですが身分証明書とご本人様が施設等に入所していること等が確認できるものをご持参の上、年金事務所にご来所ください。

問 19 父（母）に「厚生年金加入記録のお知らせ」が届きましたが、中身がよくわからないと言うので、本人にかわって問合せできますか。

（答）

ご本人様からお電話いただけない場合は、ご家族様に限りお電話でも回答させていただきます。

ただし、お電話いただいた方を確認するため、ご本人様の基礎年金番号のほかにお電話くださった方の基礎年金番号を確認させていただきます。お手元に基礎年金番号が分かるものをご用意にうえお電話ください。

* 来訪の場合、委任状がないときは、ご本人様が病気や高齢等で来訪できない旨が分かる書類とご家族の続柄等が分かるものが必要です。

「厚生年金加入記録のお知らせ」の記載内容について

問 20 「加入履歴には、共済組合員記録にかかる情報は含んでいない」となっていますが、それはなぜですか。共済組合の記録を含んで年金が決定されていないのですか。

(答)

今回のお知らせは、厚生年金保険の標準報酬月額等をご確認いただくためのお知らせですので共済組合員期間については省略させていただいています。受給している方の共済組合員の期間については、現在情報提供を受けて記録の整備を行う準備を進めているところです。

問 21 共済組合員記録にかかる情報については、各共済組合に問い合わせることになっていますが、そちら（日本年金機構）側で確認して教えていただけませんか。

(答)

共済組合員期間については各共済組合で記録を管理しております。記録のご照会は、個人情報保護の観点によりご本人様から各共済組合へご照会いただくようお願いいたします。

問 22 社会保険事務所職員が自宅等を訪問して行った面談調査とは、何ですか。私の所には来ていないのですが、それでもいいのですか。

(答)

標準報酬月額の不適正な訂正処理が行われた可能性がある記録をリストアップした中で複数の条件に当てはまった方(のうち、約2万人の方)について、昨年10月から数カ月をかけて、面談調査させていただいたものです。この条件に該当しない方については、面談調査をしておりません。

問 23 息子に届いた定期便には保険料額が記載されているのに、今回私に届いたお知らせには保険料額が記載されていないのはなぜですか。

(答)

現役世代の方にお届けしている「ねんきん定期便」につきましては、年金

制度への理解を深めていただくことの一環として、ご自身の納めた保険料の金額をお示ししたところです。一方で、今回の「厚生年金加入記録のお知らせ」は、年金受給者の方の厚生年金の記録の確認を目的としていることから、保険料額についてお示していません。

「ねんきん定期便」と同様の形でのお示しはできませんことをご理解願います。

問 24 自分が働いていた会社の昭和30年頃の給料は、5千円位だったが、標準報酬月額が1万円（船員保険は1万2千円）となっているのは（法的根拠を含めて）なぜでしょうか。

（答）

年金額は、標準報酬月額を基に計算されることになっています。その当時の給与水準のままで年金額計算に使用すると年金額が低くなってしまうので、昭和32年より前の報酬月額については、法律（昭和44年改正法第3条）により、底上げされたものです。

問 25 「これまでの『年金加入履歴』です。の「加入期間」はいつの時点の月数ですか。

（答）

1 枚目の「厚生年金加入記録のお知らせ」に記載されている基礎年金番号のうえに記載されています。

問 26 （空いている期間があります。）と記載されていますが、これは何ですか。どうすればいいのですか。

（答）

昭和36年4月以降、20歳から60歳までは、何らかの年金制度に加入することになっています。したがってこの期間に、厚生年金、船員保険又は国民年金に加入していない期間があれば、年金に反映していない期間がある可能性があるため、ご確認いただくために、このようなメッセージを出しております。この期間に共済組合に加入していた場合（又は脱退手当金を受けた期間である場合）には、このままで大丈夫です。

その他

問 27 「厚生年金加入記録のお知らせ」が2通届きましたが、どうしてですか。
(老齢年金と遺族年金など)

(答)

今回のお知らせは、年金を受給しているご本人様の被保険者記録の他、遺族年金を受給している方には、お亡くなりになられた方の被保険者記録についてもお知らせしています。(表紙部分の基礎年金番号が記載されている下方及び「年金加入履歴」の備考に、「遺族年金の受給者の方につきましては、亡くなられた方の・・・」と表示しております。)

問 28 以前、「ねんきん特別便」の回答を出したのですが、まだその回答がなく、今回の「厚生年金加入記録のお知らせ」にも反映されていないのですが、どうなっているのですか。

(答)

「ねんきん特別便」に対するご回答をいただいているにも関わらず、調査結果の回答が遅れていることにつきましては、ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。現在、できる限り早くご回答させていただくよう回答作業を進めておりますので、今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

問 29 回答したら、いつ頃(どのくらいの期間が経ってから)返事がくるのですか。以前、「ねんきん特別便」の回答を出した時には、回答書が送られてくるまで1年以上かかりました。今回の「厚生年金加入記録のお知らせ」も長く待たなければならないのですか。

(答)

ご迷惑をおかけして申し訳ありません。ご回答をいただきましたら、出来る限りの対応で調査し、結果をご連絡したいと考えております。

問 30 中には標準報酬月額が高く間違えられている方もいると思いますが、その時は年金を返さないといけなくなるのですか。

(答)

年金は、標準報酬月額に基づき年金額を計算することとされています。正しい標準報酬月額が判明し、それに基づき計算した金額がこれまでより低くなる場合には、申し訳ありませんが、その差額を（5年間分に限り、）お返しいただくことになります。

問 31 このような記録（標準報酬月額）の確認は、そちら（日本年金機構）側ですべきで受給者に確認する方法は誤りではないでしょうか。

(答)

お手数をおかけして申し訳ありません。当機構が管理している記録が事実と異なっているかどうかを確認するためには、当機構が記録を再確認するだけでなく、ご本人様にも確認して頂くことが重要と考えお知らせを送付させていただいております。何とぞご理解くださいますようお願いいたします。